

令和4年4月28日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和4年4月28日(木)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 令和4年4月28日(木)
午後1時59分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 3階 視聴覚室
- 4 出席委員の氏名 廣 田 康 男
塩 見 佳 扶 子
和 田 大 顕
加 藤 由 美
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 伊 藤 信 夫
教育委員会事務局理事 足 立 高 広
次長兼教育総務課長 垣 谷 敏 数
次長兼学校教育課長 八 瀬 正 雄
学校教育課担当課長兼教育総務課 八 板 嘉 展
学校教育課総括指導主事 新 井 敏 之
次長兼生涯学習課長兼中央公民館長 浅 田 久 子
中央公民館管理担当次長 荻 野 幹 雄
学校給食センター所長 村 瀬 勝 子
図書館長 山 路 智 子
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
次長兼教育総務課長 垣 谷 敏 数

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

なし

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1 開会

廣田教育長が開会を宣告。

廣田教育長 本日、織田委員につきましては欠席の連絡をいただいておりますので御了解ください。
次に、現在のところはありませんけれども、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

2 教育長報告の要旨

廣田教育長から以下の報告がありました。

(1) 新型コロナウイルス感染症の対応

ア 学級閉鎖

(ア) 昭和小学校6年2組	4月20日(水)から4月23日(土)	解除
(イ) 南陵中学校3年3組	4月20日(水)から4月23日(土)	解除
(ウ) 南陵中学校3年4組	4月24日(日)から4月27日(水)	解除
(エ) 惇明小学校5年1組	4月26日(火)から4月27日(水)	解除

イ 学級閉鎖等の基準の見直し

(ア) 学びの継続・保障
(イ) 保護者文書の配布

1点目は、新型コロナウイルス感染症の対応について報告をいたします。

南陵中学校、惇明小学校、昭和小学校といった市の中心部の3校4学級で昨日まで学級閉鎖をしておりましたが、昨日までで解除されました。

一時期3月末に少し子どもの感染が減少していた時期もありましたが、なかなか収束というところまではいかず、増えたり減ったりということを繰り返しております。また最近増加傾向にありますので心配をしている状況であります。

そういう状況ではありますが、新年度より学びの継続あるいは保障ということで、国や府の動向を踏まえて学級閉鎖等の基準を見直しております。この4月の閉鎖については、その見直し後の基準で学級閉鎖の判断をしており、4月初めに保護者向け文書として各校から配付しております。

(2) 新規採用教職員服務宣誓式【4月4日13時30分～ 市民交流プラザふくちやま】

ア 新規採用者21名（幼稚園1名、小学校9名、中学校11名）

イ 訓示内容

(ア) 服務

職員が職務に服する場合に守らなければならない義務や規律

(イ) 服務の根本基準

「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」

(ウ) 服務宣誓式

「職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。」

(エ) 「職務上の義務」と「身分上の義務」

「職務上の義務」＝仕事を進める上で、職務に服する場合

- ・サービスの宣誓 ・法令等に従う義務 ・職務専念の義務
- 「身分上の義務」＝教育公務員である（教員という身分である）以上
- ・信用失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・政治的行為の制限
- ・争議行為の禁止 ・営利企業への従事等制限

2点目は、新規採用教職員のサービス宣誓式についてです。4月4日に市民交流プラザふくちやまで午後1時30分より行い、新規採用職員は、幼稚園1名、小学校9名、中学校11名の21名でした。特徴としましては、講師経験のある方が多く、初めて教育現場で勤められる方は21名中6名となっております。

訓示につきましては、サービスに関わることを中心に話をいたしました。

(3) 教育委員会事務局の人事異動による新体制

- ア 入向・採用14名※新規採用者2名（教育総務課施設整備係・学校教育課学務係）
- イ 異動
 - (ア) 事務局理事 足立高広（六人部中学校長より）
 - (イ) 教育企画担当課長 八板嘉展（修斉小学校教頭より）
 - (ウ) 中央公民館管理担当次長 荻野幹雄（農業委員会事務局長より）
 - (エ) 大正小学校校長 伊豆英一（学校教育課教育企画担当課長より）

3点目は、教育委員会事務局の人事異動による新体制ということで、入向・採用については14名ございました。そのうち新規採用者は2名で教育総務課施設整備係と学校教育課学務係に配属しております。

(4) 当初会議の内容《部内会議4月1日・拡大事務局会議4月14日》

【部内会議 4月1日 16時30分】

新年度・新体制でのスタート

- ア 目標「自分のために（自己実現）人のために（他者貢献）社会のために（社会貢献）ともに幸せを生きる人材の育成」
- 未来を託す子どもたちの笑顔、市民の満足した笑顔
- 「やりがい」・「意欲」を持って生き生きと仕事に取り組む職員・職場
- 職員・職場を支える管理職

イ 方針

- (ア) 「一丸」
 - 各課・係の専門性と部内横断的な連携による情報の共有と事業の推進
 - 現場の先導と伴走
- (イ) 「四現主義」
 - 「現場」に出て、「現物」と「現象」を見て、その「原因」を分析し、意思決定をする
- (ウ) 「三つのこだわり＋1」
 - 学力・生徒指導・進路＋人権教育

ウ 教育委員会

- (ア) 政治的中立的の確保 (イ) 継続性・安定性の確保
- (ウ) 地域住民の意向の反映
 - 首長部局と独立した教育行政の執行機関
 - 連携・協働

エ 新体制と組織の確立

- 14名の入向
- 引継ぎと指導・支援
- 次長・課長の役割

事業の進行管理・職員の健康管理（モチベーション）

→施策推進調整会議（週1回）

- ・係、課ではなく部全体の成果
- ・事実の報告
- ・意見具申
- ・全てが自分の仕事と関連
- ・決定すれば必ず実行

オ 当面の課題

共有と協働

コロナ禍での施策展開

【拡大事務局会議 4月14日 14時00分】

4点目は、4月1日に開催しました部内会議、4月14日に開催しました拡大事務局会議について報告いたします。

部内会議については、新年度・新体制ということで、4月1日の教育委員会議終了後に開催しました。教育委員会の目標を確認するとともに、3つの方針について私から部課長に話をいたしました。また、教育委員会として踏まえておくべき中立性や継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、そういったことも話をさせていただき、新体制での留意点ということで5点ほど部課長にはお願いしたところでございます。

拡大事務局会議の内容につきましては、別紙を御確認ください。

以上4点報告しましたが、御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

廣田教育長 それでは、次に報告・説明事項の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

3 報告事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

小笠原教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.1 第14回フレッシュコンサート

廣田教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

和田委員 このフレッシュコンサートは、初めての後援ですので気になっているところをお聞きしたいと思います。このコンサートは、音楽で福知山の魅力を伝えるというコンセプトなど、活動については、全く異議を申すところではありませんし、むしろ共催に匹敵するような内容の事業だと個人的には考えておりますが、一部気になるところがあります。今日、結論を出していただく必要はありませんが、今後の課題として御検討いただきたいと思いますので、3点述べたいと思います。

1点目に、このコンサートは14回目の開催ということですが、開催日である6月4日の前後にも同じ主催者の音楽コンサートがされており、なぜ6月4日のコンサートだけ初めて後援申請を出されたのかという疑問が1点あります。

2点目に、このコンサートは、吉田音楽企画という企画会社が企画している事業ですが、企画会社というのは、企画することによって利益を得る会社です。ですから市民が申請するのは若干意味合いが異なり、企画会社の利益を求めたコンサートということにもつながるので、こういった事業への後援承認には、一定のルールを決めておく必要があるのではないかと思います。

3点目に、申請書には添付されておりませんが、チケットが前売り2,500円、当日3,000円、参加人員が300名ということで、70万円から80万円ぐらいのお金が動く事業ですので、予算書が添付されて申請されるのが当然だと思いますが、予算書などの添付はなかったのでしょうか。

浅田次長兼生涯学習課長兼中央公民館長

1点目のなぜ今回初めて教育委員会への後援申請をされたかについてですが、コンサートの企画に携わっておられる方に、元先生の方がおられ、児童や生徒向けの事業に教育委員会の後援が出れば、学校でチラシを配らせていただけたということをご存じになったようで、今回の14回目で初めて後援申請をされたようです。6月4日の前後に開催されるコンサートについては、規模がかなり小さかったり、対象者が生徒・児童ではない大人向けのコンサートであったりということで後援が必要なかったということを知っております。

2点目の企画会社が主催するコンサートであることについてですが、今後は、営業活動として利益となるのが何%であればよいのか、それとも収入のすべてがコンサートを継続するための資金であればよいのかといったことを判断していくべきだと思いますので、課題として検討をしてみたいと思っております。

それから、3点目の予算書については、本日の教育委員会議の資料には写しを添付しておりませんが、申請の際に収支計画書として御提出いただいております。

和田委員 教育委員会の後援基準が担当者によって変わってはいけませんので、基準については、今後御検討いただけたらうれしいと思います。よろしく申し上げます。

廣田教育長 ほかに御質問等ありますでしょうか。

全委員 特になし。

廣田教育長 次に、「福知山市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令について」説明をお願いします。

(2) 福知山市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令について

垣谷次長兼教育総務課長 ～資料に基づき報告～

議案書の11ページを御覧ください。

福知山市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定めるということで、本市では行政手続のデジタル化の推進に伴い、令和4年3月28日から電子決裁システムを運用しております。このシステムは、令和2年度から情報推進課を中心に導入に向けて取り組んできたものでございます。教育委員会につきましても、市長部局と同様に電子決裁システムを運用していくということで、今回の文書取扱規程の一部改正を行うものでございます。

議案書の16ページを御覧ください。大変多くの資料がございますので、できるだけ簡潔に説明させていただきますが、この16ページに改正の要旨を書いております。改正の理由につきましては、行政手続のデジタ

ル化の推進に伴いまして電子決裁の運用を開始するにあたり、規程の一部を改正する必要があるためとなっております。

改正の概要ということで、大きく3つの改正のポイントがございます。

(1)は、電子文書を取り扱うことや電子決裁(文書管理システム)を取り入れること等による改正が全部で20の条文でございます。用語の規程や決裁文書の取扱いについてで、後ほど詳しく説明をさせていただきます。

(2)には条及び項ができたことによる条及び項ずれ関係の改正でございます。

(3)には文言整理と書いておりますが、これについては、文書上の構成や字句の修正といった内容の改正でございます。

先ほど説明しました改正の概要の(1)電子文書を取り扱うことや電子決裁システムを取り入れること等による改正について詳しく説明させていただきます。

17ページの新旧対照表を御覧ください。第2条では、用語ということで1号から6号まであります。5号では、「電子文書の意義として、文書管理システムで作成し、又は收受し、若しくは添付される文書類のうち、書式情報(文書の体裁に関する情報をいう。)を含めて、文書管理システムに記録されたものをいう。」としております。6号では、「文書管理システムの意義として、電気通信回線で接続した電子計算処理組織により、文書類の收受、起案、決裁、保管、廃棄等の処理を行うためのシステムをいう。」としております。

次に、18ページの第3条の文書取扱の原則ということで、「文書取扱に関する事務は、原則として、文書管理システムによって行うものとする。」ことになっております。

続きまして、19ページを御覧ください。第10条の文書番号ですが、「原則として文書管理システムにより採番することとし、これにより難しい場合は文書収発件名簿により採番することができる。」としております。

次に、20ページの第20条の主管課における文書類の取扱いということで記載しております。「收受した文書類については、原則として文書管理システムによって回覧若しくは閲覧又は決裁に付するものとする。」となっております。

しかし、第20条第3項では、「第1項の規定にかかわらず、文書管理システムによる起案又は決裁により難しい場合には、紙によっても出力して記録することができる。」といったことも記載しております。

それから、23ページの終わりの第29条に決裁文書の作成がございました。決裁文書は、次の各号により作成しなければならないということで、5号には、「紙による場合は、原則として青又は黒のインクを用いること。」ということで、紙による場合の規定を特記しております。

続きまして、26ページの第35条、決裁文書の取扱いということで、紙による決裁文書の取扱いについて規定を設けております。

次に、27ページを御覧ください。第37条の3に決裁文書の完了ということで、主管課における決裁文書で、文書管理システムによる前条までの処理を完了した場合においては、起案者は、文書管理システムに完了の登録をするものとするようになっております。

続きまして、28ページの第54条の公印、契印及び割印に関する規定です。第1項については、文言整理ですが、第2項で「教育総務課長は、

管守に係る公印使用を許可したときには、紙による決裁済文書にあっては承認印を押印し、電子文書にあっては承認の登録をしなければならない。」ということで、紙媒体と電子文書の扱いでそれぞれ方法を分けて記載をしております。

次に、31ページの第66条に文書ファイルの整理ということで、「電子文書の整理及び保存は、文書管理システムによるものとする。」ということで、電子文書の取扱いを記載しております。

続きまして、32ページの第70条を御覧ください。文書の保存についてですが、「文書は、全て書庫または文書管理システム（サーバ内）のうちいずれか適切な場所に収納して保存する。」といった規定となっております。

今、申し上げましたのが、先ほどの改正概要（1）の主な内容でございます。

それから、15ページの附則に施行期日について記載をしております。

「この訓令は、令和4年3月28日から施行するということですが、第10条及び第50条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。」となっております。第10条は文書番号のことで、第50条は発送文書の登録のことでございます。これは年度替わりから改める方が分かりやすいということで4月1日からということにしており、市の取扱いと統一しております。

それから、経過措置につきましては、「この訓令による改正後の福知山市教育委員会事務局文書取扱規程第10条及び50条の規定は、令和4年4月1日以後に収受する文書の処理について適用し、同日前に収受した文書の処理については、なお従前の例による。」ということで、先ほど申し上げました4月1日を境に取扱いが変わってくるという内容のものでございます。

廣田教育長 このことについて御質問はありませんか。

和田委員 教育委員会事務局のシステムが変わることで、学校との文書のやり取りに影響はないでしょうか。
それから、教育委員会の文書ファイルというのがあるわけですが、それはどこかに教育委員会の保管システムがあるのでしょうか。

垣谷次長兼教育総務課長
学校との関係につきましては、特に変わることはございません。
教育委員会の文書ファイルにつきましては、サーバが6階の情報推進課にございまして、そこで文書管理システムのデータをすべて管理しており、そのうちの1つに教育委員会のデータが保管されるということになります。

和田委員 文書ファイルの場所がわかれば、誰でも見ることはできるのでしょうか。

垣谷次長兼教育総務課長
他部局からは、見ることはできないようになっております。
ちなみに、なぜこのようなシステムを導入するかですが、これまでは課長が決裁する場合に印鑑を押す必要のあったものが、電子決裁システムでは、ボタン1つで文書を見て決裁できるといったメリットがございま

す。本市ではテレワークを推進しておりますが、在宅でもこういった処理が可能になるということで、事務が効率化するものでございます。

廣田教育長 ほかに御質問等ありますでしょうか。

全委員 特になし。

廣田教育長 次に、「福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について」の説明をお願いします。

(3) 福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について

八瀬次長兼学校教育課長 ～資料に基づき報告～

福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正するもので、改正点については39ページの新旧対照表を御覧ください。

別表(第6条関係)の2、特別休暇の取扱いです。表中(20)に夏季において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実を図る場合ということで、夏季の休暇について記載があります。承認を与える期間が「1年について7月から9月」の3か月間となっているものを、今回の改正により「1年について6月から9月まで」に1か月前倒し、4か月間に拡充するものでございます。この変更により休暇取得可能期間に幅が広がることで、より弾力的な休暇の取得を図り、教職員の心身の休息へとつながる改正になっております。

廣田教育長 このことについて御質問はありませんか。

全委員 特になし。

4 閉会

廣田教育長が閉会を宣言。